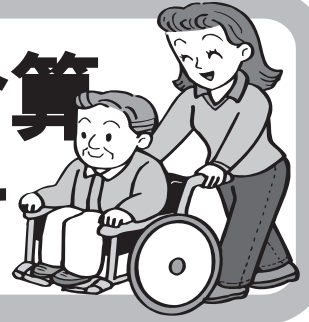


高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ



高額介護合算療養費について

世帯内の方全員（同じ医療保険制度に加入している世帯）の「お医者さんにかかったときの自己負担額」と「介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、「介護合算算定基準額（左表）を超える

国民健康保険 (70歳～74歳まで)		(70歳未満まで)	
区分	介護合算算定基準額	区分	介護合算算定基準額
現役並み所得者(注1)	67万円(89万円)	上位所得者(注2)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	一般	67万円(89万円)
住民税非課税世帯(注3)	区分 31万円(41万円) 区分 19万円(25万円)	住民税非課税世帯(注3)	34万円(45万円)

後期高齢者医療制度

区分	介護合算算定基準額	通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、()内の金額です。
現役並み所得者(注1)	67万円(89万円)	
一般	56万円(75万円)	
住民税非課税世帯(注3)	区分 31万円(41万円) 区分 19万円(25万円)	

国民健康保険、後期高齢者医療制度又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

支給額が、500円未満の場合は支給されません。

所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

(注1)現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯にいる加入者(被保険者)の方です。

(注2)上位所得者：同じ世帯の国保加入者の基礎控除後の総所得が合計で600万円を越える方です。

(注3)住民税非課税世帯

区分：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ・老齢福祉年金を受給されている方

と、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。支給額は、国民健康保険と介護保険もしくは後期高齢者医療制度と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。手続きには申請が必要です！支給の対象となる方へは、申請手続きのご案内をいたします。

ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に町外から転入された方や75歳に到達された方等の場合、以前の医療保険や介護保険での自己負担額証明書とともに住民課国保医療係窓口へ申請が必要です。

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象になります。保険料「年金差し引き」または「本人の口座から納めている場合は、本人の控除対象となります。

また、本人以外の口座振替に変更した場合、口座振替によって支払った方の控除の対象となります。

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-29005601・洞爺湖町住民課国保医療係 ☎0142-743002

